児童ポルノ排除対策推進協議会の開催

【組 織】

会 長:内閣府副大臣

副会長:政府、教育、事業者及び

NPO等団体の代表者

事務局:内閣府

児童ポルノ排除対策WT

長:内閣府副大臣 構成員:関係省庁(10府省庁)

局長級

関係団体(29団体)

- •教育関係団体
- •医療•福祉関係団体
- •事業者団体
- ·NPO等
- の代表者

児童ポルノ排除総合対策(平成22年7月27日、犯罪対策閣僚会議決定)

- 1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進
- ① 協議会の開催

【設立年月日】

平成22年11月22日

【目的】

児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進する。

【活動】

- 〇活動方針の策定
- ○相互の情報交換及び連携・協力
- 〇広報、啓発、普及等の自主的活動の推進

国民運動スローガン

「児童ポルノは絶対に許されない!」

基本方針

児童ポルノ排除に関する国民意識の高揚

被害防止対策の推進

インターネット上の児童ポルノ画像等の 流通・閲覧防止対策の推進

被害児童の早期発見及び支援活動の推進